

質問第二四号

国会議員の職務等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成三十年十一月十三日

参議院議長 伊達忠一殿

蓮

舩

○

○

6

国会議員の職務等に関する質問主意書

自由民主党の憲法改正推進本部長を務めている下村博文衆議院議員が、本年十一月九日のテレビ番組収録において、「憲法改正について、どう思っているのかについて議論しましょう、ということさえ議論をしなかったとしたら、（野党は）国会議員として職場放棄じゃないですか。高い歳費をもらっているにもかかわらず、国会議員として職場放棄してもいいのか、ということを国民にぜひわかってほしい」旨を発言したと報じられている。

私は、国会議員の職務は多岐にわたり、かつ、国会における委員会や調査会、審査会等の開催頻度やテーマについては、その時々様々な状況に応じて設定されるものと考ええる。しかし、下村議員の前記のような発言は、国民の目から見て、これらの点について大きな誤解を生じさせる可能性があると考えられる。

そこで、以下、質問する。

なお、答弁にあたっては、以下の質問項目ごとに詳細に答弁されたい。

- 一 安倍総理は、現在の衆参両院の憲法審査会が開催されていない状況について、野党が「国会議員として職場放棄」している状態にあると考えるか。

二 安倍総理は、そもそも国会議員の職務とは、どのようなものであると考えるか。
右質問する。